

とんぼは 民生委員・児童委員です

現在、町では40名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員が活動しています。民生委員・児童委員は地域の福祉を担うボランティアで、役場などへのつなぎ役です。また、主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を担当する委員です。各委員は地域住民が安心して生活できるまちづくりのために、さまざまな取組を行っています。生活上の心配ごとや困りごとなどをご相談ください。

※地区の民生委員・児童委員がわからない場合はお問い合わせください。

身近な地域(各小学校区)での委員の取組の様子

1. 小学校登校時の見守り (井野小学校区)
2. いきいきサロン参加 (楢原小学校区)
3. 小学校登校時の見守り (原田小学校区)
4. あいさつ運動 (宇美東小学校区)
5. 学童保育懇談会 (宇美小学校区)

問い合わせ

福祉課 福祉係 ☎934-2278

児童扶養手当の加算額が変わります

平成28年8月分(平成28年12月支給分)から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

【平成28年8月から】

加算額が増額されます。

【第2子】月額5,000円→最大で月額10,000円に
【第3子以降】月額3,000円→最大で月額6,000円に

【平成29年4月から】

物価スライド制を導入します。
物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を児童扶養手当の加算額にも導入します。

【変更後の加算額の増額の内容】

【第2子】全部支給:10,000円
一部支給:9,990円~5,000円
(所得に応じて決定されます)

【第3子以降】全部支給:6,000円
一部支給:5,990円~3,000円
(所得に応じて決定されます)

受付・問い合わせ 住民課 年金手当係 ☎934-2250

子ども医療のお知らせ

10月1日から中学校卒業まで入院医療費を助成します

現在宇美町では、小学校就学前の乳幼児の入院、通院医療費および小学生の入院医療費のみを対象に一部を助成していますが、**10月1日(土)から下表のとおり医療費助成の対象者を拡大します。**医療証の名称は「乳幼児・子ども医療証」から「子ども医療証」に変更します。なお、生活保護の受給者は対象となりません。

◆助成制度について

【外来】

年齢区分	9月30日までの受給者負担額	10月1日からの受給者負担額
3歳未満	0円	0円
3歳~小学校入学前	600円/月	800円/月
小学生	補助なし	1,200円/月
中学生	補助なし	補助なし

【入院】

年齢区分	9月30日までの受給者負担額	10月1日からの受給者負担額
3歳未満	0円	0円
3歳~小学校入学前	500円/日 7日間	500円/日 7日間
小学生	500円/日 10日間	500円/日 7日間
中学生	補助なし	500円/日 7日間

◆手続きについて

- 平成28年9月30日現在乳幼児・子ども医療証をお持ちの方
手続きは不要です。9月中旬に新しい医療証を郵送しますので、10月1日(土)から差替えてお使いください。
 - 平成28年10月1日現在中学生の保護者の方
申請書を7月下旬に郵送します。申請書に記入・押印のうえ、子どもの健康保険証の写しと共にご提出ください。
8月31日(水)までに書類を提出(郵送可)された方には9月中旬に医療証を発送します。それ以降に提出された方には、随時発送します。
- ※上記の手続きについて、平成29年3月31日までに申請をすれば、10月1日(土)にさかのぼって医療証が発行されますが、平成29年4月1日以降に申請すると、申請をした月の初日からの発行になりますのでご注意ください。

重度障害者医療のお知らせ

10月1日から小学校入学から中学校卒業までの入院医療費負担額を変更します

現在宇美町では、入院医療費の負担額について、一律、月5,000円(500円×10日間)となっておりますが、**10月1日(土)から下表のとおり小学校入学から中学校卒業までの医療費負担額を変更します。**なお、生活保護の受給者は対象となりません。

◆助成制度について

【外来】

区分	9月30日までの受給者負担額	10月1日からの受給者負担額
一般	500円/月	500円/月
低所得者	500円/月	500円/月

【入院】

区分	9月30日までの受給者負担額	10月1日からの受給者負担額
一般	中学生以上 500円/日 10日間	中学生まで 500円/日 7日間 高校生以上 500円/日 10日間
低所得者	中学生以上 300円/日 10日間	中学生まで 300円/日 7日間 高校生以上 300円/日 10日間

◆手続きについて

- 平成28年9月30日現在重度障害者医療証をお持ちの方
手続きは不要です。9月中旬に新しい医療証を郵送しますので、10月1日(土)から差替えてお使いください。

問い合わせ

住民課 年金手当係 ☎934-2250